

# 八街市議会基本条例(案)

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則等（第4条～第8条）
- 第3章 議会と市民との関係（第9条～第13条）
- 第4章 議会と市長等との関係（第14条～第18条）
- 第5章 議会の機能強化（第19条～第27条）
- 第6章 議員政治倫理、身分及び待遇（第28条～第30条）
- 第7章 条例の最高規範性及び検証（第31条・第32条）

### 附則

#### (前文)

八街市は、明治維新以降開拓の歴史とともに農業を基幹産業として発展してきたまちであり、これからも多面的機能を有する都市近郊型農業のまちとして期待されている。

市政運営は、八街市民（以下「市民」という。）から選挙で選ばれた議員によって構成される八街市議会（以下「議会」という。）と、同じ選挙で選ばれた市民の代表者である八街市長（以下「市長」という。）と共に、八街市の独立した代表機関で構成される。

地方分権改革の進展により、議会は日本国憲法に基づく住民自治として二元代表制の下に市長は執行機関として、議会は合議体の議事機関として市民の負託を市政に的確に反映させるために、それぞれの異なる特性を尊重しながら、競い合い、協力し合わなければならない。その目的は共に市民の福祉の増進である。

議会においても、「議会の役割」「議員の責任」を追求していく中で、議会の活性化・効率化という観点から議会改革に取組んできた。地方創生の新しい時代を迎える、地方の自治権が拡大される中で、常に議会はこれまで以上に、監視、調査、政策立案及び立法機能の強化が求められている。

さらには、市民との協働、参加促進を図りながら、公平性、透明性の観点から市民への積極的な情報公開を行うことにより、開かれた信頼される議会を形成し多様な民意を反映させるために、常に市民との対話の中から、議員間で自由闊達な討議を重ねていくことにより、市民に信頼される議会を形成していくことを決意する。

議会は理念に基づき目的を果たしていくために議会運営の最高規範としてここに八街市議会基本条例を制定する。

#### 〈前文の解説〉

前文では八街市の歴史や特徴をはじめ、本条例の制定に至る経緯や背景を述べるとともに、議会として自らが果たす役割や責任を認識し、市民の福祉の増進のために公平性と透明性をもって市民に開かれた議会を目指し、信頼される議会を形成していく決意を述べています。

これらの認識に基づき、議会運営の根本原則等を定めることにより、最高規範として本条例を制定すると明記しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、八街市議会運営の最高規範として、基本理念、基本方針、活動原則その他の議会の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民の福祉の増進及び市勢発展に寄与することを目的とする。

#### 〈第1条の解説〉

条例の目的は、八街市議会運営における規範的事項を明文化することにより、市民の福祉の増進と市勢の伸展に寄与することをこの条例の目的として定めています。

#### ※市勢発展とは

市の人口・産業・経済・施設など各分野の情勢を総合的に伸展していくさまを定義付けています。

### (基本理念)

第2条 議会は、市民自治の観点から、市民と共に真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

#### 〈第2条の解説〉

本条は、民主主義を構築していく中で、地方分権にふさわしい議会としての基本的姿勢や考え方、そして市民とともに歩む議会を目指すことを重視し、基本理念を定めています。

#### ※市民自治とは

八街市議会では、日本国憲法第92条で定められている、市民の意思を自治体運営に反映させる「住民自治」と、国等との対応で相互協力に基づいた自立的な運営によって保障される「団体自治」により、確立されるものと定義付けを行っています。

### (基本方針)

第3条 議会は、前条に規定する基本理念に則り次の各号に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議事機関としての権能を最大限発揮すること。
- (2) 市政に関する情報を積極的に公開し、市民に開かれた信頼される議会運営をすること。

#### 〈第3条の解説〉

前条の基本理念を具現化するために次の方針を示しています。

- (1) 議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、その役割と責任を自覚し、重大な権能を最大限発揮するために定めています。
- (2) 議会は、市民に対して、市政の状況や課題を積極的に公開するとともに、分かりやすく開かれた議会運営を目指すことを定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

### (議会の活動原則)

第4条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民に対して公平性及び透明性を確保し、開かれた議会運営に努めること。
- (2) 市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、議案の提出及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営を監視すること。
- (3) 議会活動に市民参加の拡充を図るとともに、多様な市民の意見を的確に汲み取り市政に反映するよう努めること。

### 〈第4条の解説〉

議会の役割を果たすため、3つの活動原則を定めています。

- (1) 議会として、公平性・透明性を確保し市民に開かれた信頼される議会運営を目指しています。
- (2) 日本国憲法第93条で記されているとおり議事機関としての役割を自覚し、執行機関へ政策の立案、提言、提案を促進しながら、市政運営の監視に努めています。
- (3) 議会活動に市民参加を促進しながら多様な市民の意見を的確に汲み取り、市政に反映するよう努めています。

### (議員の活動原則)

第5条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 市民に対して公平性及び透明性を確保すること。
- (2) 市民の多様な意見を的確に捉え、市政発展のために市民の福祉の増進に努めること。
- (3) 市民の負託に的確に応えるために議会のあり方を常に研鑽し、不断の努力に努め、議会改革に取り組むこと。
- (4) 議会が合議体の議事機関であることを自覚し、議員同士が積極的に議論しあう環境づくりに努めること。

### 〈第5条の解説〉

議員としての職責を果たすため、4つの活動原則を定めています。

- (1) 議員活動として市民に対して公平性、透明性を確保するよう努めています。
- (2) 議員は議会を構成する一員であり、市政全般の課題や市民の多様な関心、意見を的確に把握することに努め、市民全体の福祉の増進に建設的に努めています。
- (3) 社会情勢が日々刻々と変化する中で、市民ニーズは多様化しています。その様々な変化に迅速かつ柔軟に対応するために日々研鑽に努め、継続して議会改革を進めています。
- (4) 言論の府である議会は合議体の議事機関であることを自覚して、議員同士が積極的に議論していく環境づくりに努めています。

(災害時の議会対応)

第6条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 災害時においても的確に議会機能を維持するよう努めること。
- (2) 災害時の議会の行動基準として八街市議会災害対策支援本部が設立された場合、八街市議会災害対策支援本部設置要綱に則り適切に行動すること。

〈第6条の解説〉

議会の役割を果たすため、2つの活動原則を定めています。

- (1) 議会は、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に応えるために議会機能の的確な維持に努めることとしています。
- (2) 災害時の行動基準等に関しては、八街市議会災害対策支援本部が設置された場合に、八街市議会災害対策支援本部設置要綱に則り、適切に行動することとしています。

※八街市災害対策本部が設置されたと同時に、八街市議会災害対策支援本部が設置されます。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うにあたり、政策を中心とした同一の理念を有する活動をする会派（以下「会派」という。）を結成することができる。

- 2 会派は、それぞれ代表者を選定し、政策の立案、提言及び提案等の審議及び審査のために調査研究を行う。
- 3 会派は、必要に応じて会派間で協議、調整を行い合意形成に努めるものとする。
- 4 議員は、会派を結成しないことの故をもって不当に扱われることはない。

〈第7条の解説〉

会派は、同一の理念を持つ他の議員と結成した政策集団を、議会活動を行うための会派として届け出ができるという会派の結成根拠について規定しています。また、会派が行う政策立案や政策提案のための調査研究を明記しています。更には、各会派間での合意形成に向けての会派間協議や、会派に所属しない議員であっても議会活動が不当に扱われることはない旨の規定を定めています。

(定例会の回数等)

第8条 八街市議会の定例会の回数は、年4回とする。

- 2 議会は、市政における重要案件に対し、迅速かつ弾力的に対応するために、臨時会の活用について配慮するものとする。

〈第8条の解説〉

八街市議会の定例会の回数は、年4回とすることや、市政における重要案件に対し、迅速かつ弾力的に対応するために、臨時会の活用について配慮するものとすることを規定しています。

### 第3章 議会と市民との関係

#### (市民参加)

第9条 議会は、市民に議会活動に関する情報を積極的に提供することにより、その透明性を高めるとともに、説明責任を果たすものとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民の意見を把握することに努めるものとする。

#### 〈第9条の解説〉

- (1) 議会が市民に対して果たすべき重要な責任として、議会活動を積極的に情報公開することによって、透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を果たしていくことを規定しています。
- (2) 議会は論点を整理したうえで、市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民の関心や意見把握に努めていくことを規定しています。

#### (議会報告会)

第10条 議会は、議会で行われた議案等の審議の経過、結果について市民への報告及び市政全般に関する諸問題についての意見交換を行うために、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関する事項は別に定める。

#### 〈第10条の解説〉

前条第2項の「市民との意見交換の場」の一つとして、議会自ら直接市民の皆様に対して、議会活動の状況報告や市政に関する情報提供をするとともに、市民の関心事や意見等を直接お聞きする貴重な機会として議会報告会の開催を規定しています。なお、議会報告会の開催の詳細は別途定めています。

#### (広聴広報機能の充実)

第11条 議会は、市民に開かれた議会を実現するために、議会活動に関して様々な媒体を活用し、積極的に広聴及び広報活動の充実に努めるものとする。

2 議会は、広聴及び広報活動を通じて市民より得られた声を政策提言、政策提案するよう努めるものとする。

#### 〈第11条の解説〉

- (1) 議会は、市民に開かれた分りやすい議会活動に関心を持っていただくために「広報やちまた」、「議会だより」、「インターネット議会中継」及び「SNS等の媒体」を活用することにより、積極的に広聴活動、広報活動の充実に取り組む姿勢を明記しています。
- (2) 広聴活動、広報活動を積極的に行うことにより市民の意見や関心を政策提言や政策提案に結びつくように努めていくと規定しています。

#### (会議の公開)

第12条 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

#### 〈第12条の解説〉

議会は、市民に開かれた議会運営に努めることを目的としています。その為、本会議及び委員会を原則として公開すると規定しています。

#### (請願及び陳情)

第13条 議会は、請願及び陳情について、市民の意見を広く汲み取る重要な機会と認識し、真摯に対応するよう努めるものとする。

2 議会は、請願及び陳情の審議に関しては、その内容を審査する委員会等で請願者及び陳情者から説明を聴く機会を設けるように努めるものとする。

#### 〈第13条の解説〉

- (1) 議会として、請願や陳情は市民による政策提言及び提案と位置づけ、その審議においてはこれらの提案者の意見を聴く機会を設けることを規定しています。
- (2) 委員会等において請願者や陳情者が自らが請願内容や陳情内容を説明できる機会を確保する旨を定めています。
- (3) 請願者及び陳情者の意見陳述は、「委員会における請願者及び陳情者の意見陳述実施要綱」による。

### 第4章 議会と市長等との関係

#### (市長等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案、提言及び提案を通じて、市政発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し市政に関する情報提供を積極的に求めるものとする。

3 会議において議員は、一問一答方式を積極的に活用し、市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対し反問することができる。

#### 〈第14条の解説〉

- (1) 市長と議会は二元代表制を形成している。市長と議員はそれぞれ市民から直接選挙により選ばれた代表者であり、議会は、市長等によって効率的で適切な行政運営が行われているかを監視及び評価する役割を担っています。議会の審議においては、一定の緊張関係の中で、建設的な政策の立案、提言及び提案を通じて、更なる市政の発展に取り組むと定めたものです。
- (2) 議会は、第1項の活動を円滑に進めるために、市長等に対して積極的に市政に関する情報の提供を求めるものを定めたものです。
- (3) 議員は、議会審議において一問一答方式を積極的に活用することとします。市長等は、政策水準向上のため、議員の質問に対し、趣旨、内容等の確認をすることができますと定めています。

(議決事件の拡大)

- 第15条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を定める場合には、十分審議したうえで、必要な事項を議決事件として追加することができる。
- 2 議会は、議決事件を追加し、又は削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。
- 3 第1項の規定に基づく議会の議決すべき事件に関しては、八街市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例で定める。

〈第15条の解説〉

- (1) 法第96条第1項では、議会の議決事項を規定しています。第2項は、それ以外の重要なものは根拠を明確化した上で条例により定めることができることを明文化したものです。
- (2) 第1項の規定に関して、議決事件の追加や削除するときは、その理由や根拠を明確にしなければならないと定めています。
- (3) 具体的に追加指定する議決事件については、八街市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例で規定しています。

(市長による政策等の形成過程の説明の要求)

- 第16条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準及び公平性並びに透明性の向上のため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景  
(2) 提案に至るまでの経緯  
(3) 市民参加の実施の有無やその内容  
(4) 他の自治体の類似する政策等との比較検討  
(5) 市総合計画や基本計画における根拠又は位置づけ  
(6) 政策等の実施に係る財政措置  
(7) 将来にわたる政策等の効果やコスト

〈第16条の解説〉

市長等が、議会に対して重要な政策等を提案する場合、7つの条件をルール化したものです。これは、各政策水準の向上や、議会審議における公平性と透明性を確保し論点を整理し明確化することにより、十分な政策審議の土台ができ、政策等の信頼性が高まると考えて規定しています。なお、重要な政策等とは中長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される計画や政策事業を指しています。

(予算及び決算の審議における説明資料の要求)

第17条 議会は、市長等に対し予算及び決算の審議において、政策説明資料の提出を求める。また、必要に応じて説明を求めるものとする。

〈第17条の解説〉

議会は、市長等に対し予算及び決算の審議において、有効かつ効率的な運営するために丁寧でわかりやすい説明資料の作成、提出を求めるよう規定しています。

(適正な議会費の確保)

第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるために、必要な予算の確保に努めるものとする。

〈第18条の解説〉

市長等に対し、議会が議事機関として、その機能を充実するために適切な予算が確保されるように定めています。

## 第5章 議会の機能強化

(議員間討議)

第19条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努めるものとする。

〈第19条の解説〉

議会の会議は討議の場との認識から、議員間の自由闊達な意見交換（自由討議）をすることを重視した運営に努めていくことを規定しています。

(委員会)

第20条 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、その所管事項に対し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めるものとする。

- 2 委員会は、審査に係る資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行わなければならない。
- 3 委員会は、必要に応じて参考人制度や公聴会制度を十分に活用するものとする。

〈第20条の解説〉

議会は、委員会のもつ専門性と特性を活かして、市政の諸課題に適切に対応する運営方針に努め、市民に対して資料等を積極的に公開し、公平性や透明性をもった丁寧でわかりやすい議論を行うことを規定しています。また、必要に応じて参考人制度や公聴会制度を活用することを規定しています。

※参考人制度、公聴会制度とは

重要な議案あるいは市民の利害に重要な影響を及ぼす事項などについて、直接市民の要望、意見を聴くために、参考人、利害関係者、学識経験者等に会議に参加していただきます。

(議会事務局の体制整備)

第21条 法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局は、議員の議会活動に必要な行政情報の提供に努めるものとする。
- 3 議会は、議会運営を円滑かつ効率的に進めるために、政策の立案、提言及び提案等の能力向上や監視、調査機能の強化のため、事務局の体制整備の充実を図るものとする。

〈第21条の解説〉

議会事務局は、議員の議会活動に関して、必要な行政情報の提供に努めるものとする。また、円滑かつ効率的な議会運営や議員の資質向上のため、議会事務局の調査機能や政策法務機能の充実と組織体制整備の強化を図るよう規定しています。

(議員控室等の充実)

第22条 議会は、会派及び議員の政策法務能力の向上や調査研究等の議会活動に対して、適切な議員控室等の充実に努めるものとする。

〈第22条の解説〉

議会は、会派及び議員の政策法務能力の向上や調査研究等の議会活動に対して、適切な議員控室等の充実に努めるよう定めています。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するために設置している議会図書室の機能充実に努めるものとする。

- 2 議員は、議会図書室の活用に努めるものとする。

〈第23条の解説〉

議会は、議員の政策形成や政策立案能力向上のため、関連図書等の充実に努めることや、議員自ら積極的に議会図書室の活用に努めることを定めています。

(議員研修の充実強化)

第24条 議会は、議員の政策形成や立案能力の向上のために、研修の充実強化を図るものとする。

- 2 議会は、研修の充実強化のため、必要に応じて広く各分野の専門家を招いて研修会を開催するものとする。

〈第24条の解説〉

議員の政策形成及び立案能力向上のために、先進地等の視察研修や議員の資質向上を目的とする専門家等を招いての議員研修の充実強化を規定しています。

(専門的知見の活用)

第25条 議会は、市政上の諸問題の調査研究や、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化や政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

〈第25条の解説〉

法第100条の2の専門的事項に係る調査の規定に基づき、学識経験を有する者等に依頼し、その専門的知見を活用することにより、議案審議の充実強化、政策形成機能の強化及び効果の評価等に有効に資するよう規定しています。

(政務活動費(執行及び公開))

第26条 議員は、政務活動費を政策立案や提案を行うための調査研究する手段として、その活動に資するために交付されるものであることを認識し、八街市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第2号）に定めるところにより政務活動費を適正に執行しなければならない。

- 2 議員は、政務活動費の使途については、常に透明性を確保しなければならない。
- 3 議長は、政務活動費の収支報告書を積極的に公表しなければならない。

〈第26条の解説〉

議員は、政務活動費の適切な執行や使途についての透明性を確保する旨を規定しています。また、議長は、政務活動費の収支報告書を積極的に公表しなければならない旨を規定しています。

※政務活動費の交付に関しては、公平性及び透明性の観点から収支報告書を情報公開コーナーや市議会ホームページにおいて積極的に公開しています。

(議会改革の継続)

第27条 議会は、市民に開かれた議会を目指す観点から、市民からの議会に対する要望や意見等に対して真摯に向き合い、継続的に議会改革に取り組まなければならない。

〈第27条の解説〉

二元代表制の一翼を担う議会は、市民に開かれた議会を目指す観点から、市民からの議会に対する要望や意見等に対して真摯に向き合い、不断の努力をもって継続的に議会改革に取り組まなければならない旨を規定しています。

## 第6章 議員政治倫理、身分及び待遇

### (議員の政治倫理)

第28条 議員は、市民の代表としてその倫理性を自覚し、良心や責任感を持って、議員の品位を保持し見識を高めるように努めなければならない。

#### 〈第28条の解説〉

議員活動は多様であり、常にその倫理性が問われるといつても過言ではない。日頃から、議員の責務を正しく認識し、正しい政治倫理感をもち見識を高めるように努めなければならない旨を規定しています。

### (議員定数)

第29条 議員定数は、八街市議会議員定数条例（平成14年条例第28号。以下「議員定数条例」という。）で定める。

- 2 議会は、議員定数条例の改正に当たっては、参考人制度や公聴会制度等を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。
- 3 議員定数条例の改正に当たっては、将来の人口等を推測するとともに、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第21号。以下「議員報酬等条例」という。）を十分考慮しながら検討するものとする。

#### 〈第29条の解説〉

議員定数については、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や、将来の人口推計予測等の政策課題を十分に考慮した上で決められるべきであると規定しています。一方で、幅広く市民の意見を聴取した上で、参考人制度や公聴会制度を活用していくべきとしています。また、議員定数条例の改正に当たっては、将来の人口及び展望を踏まえ議員の扱い手の適性確保のために、議員報酬等条例を十分に考慮したうえで検討すべきであると規定しています。

### (議員報酬)

第30条 議員報酬は、議員報酬等条例で定める。

- 2 議会は、議員報酬等条例の改正に係る議案を提出しようとする場合は、市民の意向を把握するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するよう努めるものとする。
- 3 議員報酬等条例の改正に当たっては、市政の現状と課題を認識し、議員定数条例を十分考慮しながら検討するものとする。

#### 〈第30条の解説〉

議員報酬については、議員報酬等条例で定めるとしています。議員報酬等条例の改正議案を提出しようとする場合は、参考人制度や公聴会制度を活用して幅広く市民の意見を聞くべきであるとしています。また、議員報酬等条例の改正に当たっては、市政の現状と課題を認識し、議員定数条例を十分に考慮したうえで検討すべきであると規定しています。

## 第7章 条例の最高規範性及び検証

### (最高規範性)

第31条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会は、この条例の目的に反する条例、規則等の制定又は改廃をしてはならない。

2 議会運営に関する条例、規則等はこの条例の目的に従って制定され運用されなければならぬ。

#### 〈第31条の解説〉

本条例は、議会活動の根本となるものです。形式的には他の条例との間に法的拘束力の優劣があるわけではありませんが、実質的に議会の最高規範性を有することを示しています。従って、議会に関する他の条例等の制定、改廃、廃止に当たっては、本条例の主旨を尊重し、本条例に定める事項との整合性を図らなければならないことを規定しています。また、議会運営についても本条例の主旨を尊重し、制定、運用しなければならないとしています。

### (検証)

第32条 議会は、この条例の目的が果たされているかどうかを適宜検証する。

2 この条例に改正の必要が生じたときは、適切且つ迅速に措置を講ずるものとする。

#### 〈第32条の解説〉

議会は、この条例の目的が果たされているかどうか、適宜検証を行う。また、条例に改正の必要が生じたときは、適切且つ迅速に措置を講ずることを規定しています。

## 附則

### (施行期日)

1 この条例は令和4年4月1日から施行する。

(八街市議会定例会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 八街市議会定例会条例（昭和31年条例第32号）

(2) 八街市議会事務局設置条例（昭和33年条例第16号）